

# 自然災害発生時における業務継続計画

R5.4.1 版

サービス分野 **【障害福祉】**

法人名	社会福祉法人あすなろ福祉会
代表者	理事長 山本森満
所在地	鹿児島県南九州市顛娃町上別府 6543
連絡先	電話：0993-39-1206 FAX：0993-39-1435
電子メール	asunaro@wine.ocn.ne.jp

開設事業所

1	事業所名	就労・支援事業所 あすなろ
	提供サービス	就労継続支援 B 型、生活介護
	所在地	鹿児島県南九州市穎娃町上別府 6543
	連絡先	電話：0993-39-1206 FAX：0993-39-1435
	電子メール	asunaro@wine.ocn.ne.jp
2	事業所名	介護・支援事業所 聖の郷
	提供サービス	施設入所、生活介護、短期入所、日中一時支援
	所在地	鹿児島県南九州市穎娃町上別府 6539-1
	連絡先	電話：0993-28-2020 FAX：0993-39-0089
	電子メール	hijirinosato@iris.ocn.ne.jp
3	事業所名	ケアホームあすなろ (※)
	提供サービス	共同生活援助
	所在地	鹿児島県南九州市穎娃町上別府 6543
	連絡先	電話：0993-39-1206 FAX：0993-39-1435
	電子メール	asunaro@wine.ocn.ne.jp
4	事業所名	総合支援センターわかば
	提供サービス	児童発達支援、放課後等デイ、生活介護、 保育所等訪問
	所在地	鹿児島県指宿市十町 1814
	連絡先	電話：0993-26-3502 FAX：0993-26-3503
	電子メール	wakaba-01@seagreen.ocn.ne.jp
5	事業所名	ふたば
	提供サービス	放課後等デイ、生活介護
	所在地	鹿児島県南九州市知覧町西元 14602-1
	連絡先	電話：0993-78-4488 FAX：0993-78-4499
	電子メール	futaba@beetle.ocn.ne.jp
6	事業所名	相談支援センターあすなろ
	提供サービス	特定相談支援、児童相談支援
	所在地	鹿児島県南九州市穎娃町上別府 6539-1
	連絡先	電話：0993-39-1870 FAX：0993-39-0089
	電子メール	soudan-asunaro@wing.ocn.ne.jp

## 目次

<b>1. 総論</b> .....	<b>1</b>
(1) 基本方針 .....	1
(2) 推進体制 .....	1
(3) リスクの把握 .....	1
① ハザードマップなどの確認 .....	1
② 被災想定 .....	2
(4) 優先業務の選定 .....	3
① 優先する事業 .....	3
② 優先する業務 .....	3
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し .....	3
① 研修・訓練の実施 .....	3
② BCPの検証・見直し .....	4
<b>2. 平常時の対応</b> .....	<b>5</b>
(1) 建物・設備の安全対策 .....	5
① 人が常駐する場所の耐震措置【旧耐震基準の建物を対象】 .....	5
② 設備の耐震措置 .....	5
③ 水害対策 .....	5
(2) 電気が止まった場合の対策 .....	5
(3) ガスが止まった場合の対策 .....	5
(4) 水道が止まった場合の対策 .....	6
① 飲料水 6	
② 生活用水 .....	6
(5) 通信が麻痺した場合の対策 .....	6
(6) システムが停止した場合の対策 .....	7
(7) 衛生面（トイレ等）の対策 .....	8
① トイレ対策 .....	8
② 汚物対策 .....	8
(8) 必要品の備蓄 .....	8
(9) 資金手当て .....	8
<b>3. 緊急時の対応</b> .....	<b>9</b>
(1) BCP発動基準 .....	9
(2) 行動基準 .....	9
(3) 対応体制 .....	9
(4) 対応拠点 .....	10
(5) 安否確認 .....	10

① 利用者の安否確認 .....	10
② 職員の安否確認 .....	10
(6) 職員の参集基準 .....	11
(7) 施設内外での避難場所・避難方法 .....	12
(8) 職員の管理(ケア) .....	13
① 休憩・宿泊場所 .....	13
② 勤務シフト .....	13
(10) 復旧対応 .....	14
① 破損個所の確認 .....	14
② 業者連絡先一覧の整備 .....	14
③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応) .....	15
<b>4. 他施設との連携 .....</b>	<b>15</b>
(1) 連携体制の構築 .....	15
① 連携先との協議 .....	15
② 連携協定書の締結 .....	15
③ 地域のネットワーク等の構築・参画 .....	16
(2) 連携対応 .....	16
① 事前準備 .....	16
② 利用者情報の整理 .....	17
③ 共同訓練 .....	17
<b>5. 地域との連携 .....</b>	<b>18</b>
(1) 被災時の職員の派遣 .....	18
(2) 福祉避難所の運営 .....	18
① 福祉避難所の指定 .....	18
② 福祉避難所開設の事前準備 .....	18
<b>6. 通所系・固有事項 .....</b>	<b>19</b>
<b>7. 訪問系・固有事項 (R5.4.1時点では該当なし) .....</b>	<b>20</b>
<b>8. 相談支援事業・固有事項 .....</b>	<b>21</b>
<更新履歴> .....	22
(参考) 記入フォーム例 .....	23
【様式①】 自施設の被災想定 .....	24
【様式②】 施設・設備の点検リスト .....	25

【様式③】 備蓄品リスト .....	26
【様式④】 利用者の安否確認シート .....	27
【様式⑤】 職員の安否確認シート .....	28
【様式⑥】 建物・設備の被害点検シート .....	29
【様式⑦】 連絡先リスト .....	30

# 1. 総論

## (1) 基本方針

<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者及び法人職員の生命や生活の安全確保を最優先とする。</li><li>・法人内事業の復旧状況及び地域の状況を勘案して、早期の事業再開を目指す。</li></ul> <p><b>【入所事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・聖の郷及びグループホームの入所者の生活を維持することを最優先とする。並行して実施している短期入所事業及び日中一時支援事業は原則として一時休止する。</li></ul> <p><b>【通所事業・相談支援事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・BCP 計画発動後は、速やかに事業を一時停止し、入所事業における入所者の生活維持の応援又は福祉避難所の運営支援を行う。</li></ul> <p><b>【法人本部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人内の人員及び物資の調整、行政機関から福祉避難所の開設打診があった場合の諾否の判断、関係機関との連絡調整等を行う。</li></ul>
---

## (2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は以下のとおりとする。

主な役割	部署・役職	備考
BCP の制定及び変更	理事長	
BCP の点検事項の指示	所長	
BCP の事業所備付け及び最新状態の維持	事務	
利用者の状態像と BCP の整合性確認	サビ管	
非常食の点検及び維持	栄養士	
救急医薬品の点検及び維持	看護職員	

## (3) リスクの把握

### ① ハザードマップなどの確認

<p>1. リスクとして把握すべき災害は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 洪水に伴う浸水災害</li><li>(2) 大雨に伴う土砂災害</li><li>(3) 南海トラフを震源とする地震及び津波災害</li><li>(4) 鹿児島湾を震源とする地震及び津波による災害</li><li>(5) 桜島及び県内の火山の爆発又は噴火に伴う火山災害</li><li>(6) 台風に伴う暴風災害</li></ul>
---

- (7) その他前記と同様の影響が懸念される自然災害
2. 前記のリスクを評価する際の災害予測情報は次のとおりとする。
- (1) 南九州市ハザードマップ
  - (2) 指宿市ハザードマップ
  - (3) 鹿児島県地震等災害被害予測調査
  - (4) その他の気象又は災害に関する情報で行政機関の公表したもの

## ② 被災想定

### 【自治体公表の被災想定】

#### 交通被害

道路：R225、R226、R270の山間部、沿岸部、トンネル等の不通  
 喜入峠、知覧峠、指宿スカイライン等の不通

橋梁：万之瀬川水系の橋梁、薩摩半島にある河川の河口付近橋梁、

鉄道：指宿枕崎線の不通（影響は僅少か）

#### ライフライン

上水：断水の可能性あり

下水：わかば・ふたばで使用不可の可能性あり

電気：停電の可能性あり

ガス：いずれもプロパンガスにつき、被害は限定的

通信：固定電話・携帯電話とも不通の可能性あり

### 【自施設で想定される影響】

区分	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	簡易発電機で一部対応			復旧	→				
E V	被害限定的（わかばのみ）								
飲料水	備蓄等で対応			復旧	→				
生活用水	井水等で対応			復旧	→				
ガス	被害限定的								
電話・光回線	不通の可能性あり			復旧	→				
携帯電話	不通の可能性あり			復旧	→				

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<p>&lt;優先する事業&gt;</p> <p>(1) 障害者支援施設・グループホーム</p> <p>(2) 上記以外の通所事業・短期入所事業及び相談支援事業</p> <p>(3) 上記以外の事業</p> <p>&lt;当座休止する事業&gt;</p> <p>障害者支援施設・グループホーム以外の事業</p>
---

② 優先する業務

体制 業務	夜勤者のみ	3割未満	3割～6割	7割以上
判断基準	安否確認 応援待機	生命維持に必要な最低限	食事、排泄、服薬中心に	通常に近づける
食事提供	休止	備蓄品で対応	炊き出し検討	実施
食事介助	休止	実施	実施	実施
口腔ケア	休止	うがい等まで	実施	実施
水分補給	休止	備蓄品対応	実施	実施
服薬支援	実施	実施	実施	実施
排泄支援	オムツ等で対応	部分清拭	実施	実施
入浴支援	休止	清拭検討	部分実施	実施
洗濯	休止	休止	実施検討	実施

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

<p>1. 初任者研修（法人内事業所のハザードマップ等確認、対象：初任者、時期：採用月）</p> <p>2. BCP研修（職員行動基準等の確認、対象：全員、時期：9月又は3月）</p> <p>3. BCP訓練（非常連絡網の確認等、対象：全員、時期：避難訓練実施時）</p>
--

\* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② B C P の検証・見直し

BCP 研修を実施した際に分かりにくい事項のアンケートを実施するなどして改善点を定期的に確認し、計画の内容や記載方法の見直しを行うものとする。

## 2. 平常時の対応

### (1) 建物・設備の安全対策

#### ① 人が常駐する場所の耐震措置【旧耐震基準の建物を対象】

場所	対応策	備考
あすなろ 木工室	常駐が必要な場合には補強検討	旧耐震基準（S52.4月に開設）

#### ② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
キャビネット類	転倒防止器具の取付	
ロッカー類	転倒防止器具の取付	
TV	転倒防止器具の取付又は壁に固定	
コピー機	横ずれ防止器具の検討	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

#### ③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月設備点検を実施	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	毎月設備点検を実施	

### (2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
医療機器（使用時のみ）	設置時に停電対策を確認して周知する
通信機器（電話）	外部との連絡手段を確保する。携帯電話のバッテリー充電器等
照明器具	夜間のための懐中電灯、電池式ランタンなど
調理機器	カセットコンロ、小型プロパンガスボンベとガスコンロ等

### (3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理機器	カセットコンロ、小型プロパンガスボンベとガスコンロ等

ガス乾燥機	洗濯の一時休止、手洗いと自然乾燥の検討
給湯設備 (GH)	入浴の一時休止、清拭

#### (4) 水道が止まった場合の対策

★断水が長期間になる場合は、井水からの使用を検討する。(飲料水検査に合格を前提に)

##### ① 飲料水

GH においては、飲料水用のペットボトルの運搬の手間を省くため、利用者の状況によっては、あらかじめ居室に配布するなど検討する。なお、一般成人が1日に必要とする飲料水は1.5～3.0リットル程度である。

飲料水の備蓄では、消費期限までに買い換えるなど定期的なメンテナンスが必要。

##### 【備蓄の基準】

入所 (2ℓペットボトル 150本 (3日分×50人分))

GH (2ℓペットボトル 90本 (3日分×30人分))

##### ② 生活用水

井水からの自給ができない場合は、給水車から給水を受けられるよう、ポリタンクなど十分な大きさの器を準備しておく。また、GHの浴槽は損傷がなければ生活水のタンクとして活用可能である。

井戸水の活用も有効。(水質基準が飲料適の場合は併用する。)

貯水槽容量：24トン

#### (5) 通信が麻痺した場合の対策

固定電話：聖の郷管理棟のUPS(無停電電源装置)により数時間程度は「停電直通」の電話機に限り利用可能(通常は所長席設置の電話機)

法人契約のスマホ8台

入所(2台) GH(2台) わかば(2台) ふたば(1台) 相談支援(1台)

法人契約のタブレット(2台→GH)

法人契約のメールアドレス(WEBメール対応)

7件(あすなる、GH、聖、わかば、ふたば、相談支援、本部)

被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備しておく。

整備した緊急連絡網はいざという時に活用できるよう、定期的にメンテナンスを行う。

被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを

中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく（三角連絡法）

また、災害時伝言ダイヤル（171番）の使い方も防災訓練時等の機会に共有する。

#### （6）システムが停止した場合の対策

業務日誌システムが稼働できない場合は、ワードやエクセルの形式で記録を作成して、PC のデスクトップなど所内 LAN が停止していてもアクセス可能な場所に保存する。パソコンへの保存ができない場合は、紙媒体に手書きで記録を作成する。いずれの場合も、システム復旧後に業務日誌システムにデータを入力することを前提として行う。

また、記録の散逸・紛失に備えて、紙媒体に記録した場合はスマホ等のデジタルカメラ機能を使って、1日ごとに別途保存しておく。

## (7) 衛生面（トイレ等）の対策

### ① トイレ対策

#### 【利用者】

電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。（周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため）。

排泄物や使用済みのオムツなどを衛生面に配慮し、一時的に保管する場所を決めておく。

消臭固化剤を汚物に使用すると、「燃えるごみ」として処理が可能。

#### 【職員】

職員のトイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。トイレットペーパーのほか、生理用品なども備蓄しておく。

### ② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。敷地内に埋めるのは、穴掘り業務や後に消毒する必要があるため、留意する。

## (8) 必要品の備蓄

**【飲料・食品】、【医薬品・衛生用品・日用品】、【備品】**：保存場所は別紙のとおり

## (9) 資金手当て

火災保険：あいおいニッセイ同和損害保険（代理店：ブルーム株）

地震保険：あいおいニッセイ同和損害保険（代理店：ブルーム株）

手元資金：小口現金（上限額：あすなろ 8 万円、GH5 万円、聖の郷 5 万円、わかば 5 万円、ふたば 5 万円）

### 3. 緊急時の対応

#### (1) BCP発動基準

##### 【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、南九州市周辺において、震度6弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長又は所長が必要と判断した場合、所長の指示によりBCPを発動する。

##### 【台風等による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、入所施設又はグループホーム周辺において、水害や土砂災害が発生した際は、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長又は所長が必要と判断した場合、所長の指示によりBCPを発動する。

理事長・所長が被災・不在等の場合は次の順に代替する。

1. 常務理事
2. 副所長
3. 事務長
4. 課長
5. 主任

職位が同じ者が複数いる場合は、当法人における在職年数・年齢の順に長い者を上位とする。

#### (2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

災害発生時の行動指針は次のとおりとする。

1. 自身の安全確保
2. 利用者の安全確保
3. 入所施設・GH利用者の生命維持
4. 2次災害への対策
5. 自身の安否情報を事業所に伝達すること
6. 緊急呼集に応じて参集すること又は他施設の応援に応じて参集すること

#### (3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

統括責任者：所長（副統括責任者：副所長）

総務班：全体の調整及び外部との連携（事務担当者及び看護職員）

食材・調理班：食事の提供に関すること（栄養士及び調理担当者）

支援・介護班：利用者の支援全般に関すること（支援職員）

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
聖の郷事務室 あすなろ事務室・職員室	聖の郷食堂 あすなろ食堂	日中活動棟、体育館

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

<p><b>【安否確認ルール】</b></p> <p>日中（概ね 8:30～17:00）</p> <p>入所：L 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。 GH：DE 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。</p> <p>夜間（概ね 17:00～8:30）</p> <p>入所：D 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。 GH：F 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。</p> <p>施設外での活動時は、同行者の安否を報告のうえ速やかに施設へ戻る。</p> <p><b>【医療機関への搬送方法】</b></p> <p>負傷者は可能な場合は応急処置を行い、救急搬送又は嘱託医への受診を行う。 搬送した利用者又は職員がいる場合は、総務班が氏名・負傷状況・容体・搬送先等を記録して各班と情報共有を行う。</p>
--

② 職員の安否確認

<p><b>【施設内】</b></p> <p>日中（概ね 8:30～17:00）</p> <p>入所：L 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。 GH：DE 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。</p> <p>夜間に勤務中の職員（概ね 17:00～8:30）</p> <p>入所：D 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。 GH：F 勤務者が安否確認を行い所長に報告する。</p> <p>なお、発災時に職員は利用者の対応で手一杯になる可能性があるため、可能な場合は総務班から応援職員を派遣する。</p> <p><b>【勤務外で自宅等で災害が発生した場合】</b></p> <p>発災時に自宅等にいた職員は、翌日が出勤日でない場合は概ね 8:30 から 10:30 の間に自身の安否情報を施設へ連絡するよう努める。 安否情報の項目は、次のとおりとする。</p>
--

職員氏名	本人の安否	家族の安否	出勤可否	被災状況	確認日時
	無事・死亡 負傷・不明 未詳	無事 死傷有 ( )	可能 不可能 ( )	被災なし 半壊・全壊 ( )	
	無事・死亡 負傷・不明 未詳	無事 死傷有 ( )	可能 不可能 ( )	被災なし 半壊・全壊 ( )	
	無事・死亡 負傷・不明 未詳	無事 死傷有 ( )	可能 不可能 ( )	被災なし 半壊・全壊 ( )	

発災以降に初めて勤務にあたる日に出勤のない職員については、総務班が安否情報を確認する

#### (6) 職員の参集基準

##### 【地震による参集基準】

事業所の所在地市町村の最大震度により次のとおりとする。

##### ・震度5強

所長、副所長、事務長：左記のうちいずれかの職員が事業所に連絡を取り、利用者の安否と事業所の損傷等について確認する。その後、必要に応じて職員の安否確認と緊急招集の必要性を確認する。その他の職員は通常の出勤に備える。

##### ・震度6弱

所長、副所長、事務長：左記のうちいずれかの職員が事業所に出向いて、利用者の安否と事業所の損傷等について確認する。その後、必要に応じて職員の安否確認と緊急招集の必要性を確認する。その他の職員は通常の出勤に備える。

##### ・震度6強以上

全職員が事業所に緊急参集し、その後のBCP発動、2次被害防止対策等に備える。

##### 【自動参集基準の対象外】

以下の場合、緊急招集の対象外とする。

1. 本人が負傷した場合
2. 本人が妊娠している場合
3. 家族が負傷して本人が付き添い等で医療機関等を離れられない場合
4. 道路の不通により事業所に到達できない場合
5. 自宅が損傷し応急対策が必要な場合

なお、緊急招集の対象外の場合であっても、自身の安否や出勤への見通し等については照会を受ける前に事業所へ報告するよう努める。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【事業所敷地内】

区分	事業所	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	あすなる	食堂 各園場の乗降場所	体育館
	聖の郷	男性棟ロビー、女性棟ロビー 日中活動	
	わかば	食堂	所長室横の療育室 (階段に近い部屋)
	ふたば	事務室横療育室	厨房棟ふたばドーム (管理棟が使えない場合)
避難方法	【共通】	自力で避難できない利用者は車イス等を使用する。 (わかば：エレベーターは利用しない)	

【事業所敷地外】(※)

区分	事業所	第1避難場所	第2避難場所	
避難場所	あすなる	青戸小学校、旧青戸中学校 (※1)	上別府地区公民館 (※1)	
	聖の郷			
	わかば	津波 (※2)	県立指宿高校 (津波予想高・到達時間 によっては、建物2階)	指宿市立魚見小学校 (津波予想高・到達時間 によっては、建物2階)
		他	なのはな館	指宿市役所
	ふたば	南九州市立知覧中学校		知覧文化会館
避難方法	【共通】	法人の送迎用車両で移動する。不足する場合は職員の私有車も使用する。		

(※1) 入所施設及び GH では、利用者の特性を踏まえて原則として事業所敷地外への避難は想定していないが、建物が被災して建物内で生活や介護が困難である場合は、利用者の一部または全部が避難することを想定する。

(※2) 大津波警報の場合は、ただちに避難を開始する。なお、魚見小学校は急傾斜地にあり、避難が困難となっている可能性もあるため、途中で学校建物等の被災が確認又は想定された場合は、国道 226 号線（指宿市田口田交差点を目安）より西側を目指して非難する。その後は、指宿市立北中学校へ避難する。

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
聖の郷：多目的室、相談室、医務室 あすなろ：静養室、医務室、生活介護室	聖の郷：宿直室、多目的室 あすなろ：GH 職員休憩室、食堂横和室

② 勤務シフト

**【災害時の勤務シフト原則】**

優先業務と出勤可能な職員の状況を踏まえて、勤務シフトを作成する。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	ガス	利用可能／利用不可	
	固定電話	通話可能／通話不可	
	携帯電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	ボイラー	利用可能／利用不可	
	貯水タンク	利用可能／利用不可	
	井水ポンプ	利用可能／利用不可	
	トイレ設備	利用可能／利用不可	
	浄化槽	利用可能／利用不可	
(棟単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
安藤電気		電気・キュービクル (高圧)
安田電器		電気・照明等 (低圧)
ミタデン		エアコン
小平株式会社		ガス
坂下水道		水道
テクノ冷熱		ボイラー
鹿児島ケミカル		井水ポンプ (配電関係)
えい防災設備		火災報知器・自動通報装置等

NTT 西日本		電話
西部通信		インターネット・電話交換機
KobiraDX パートナー		LAN システム・サーバ・日誌ソフト
えい衛生設備		浄化槽

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

- ・市町村災害対策本部、消防署、警察署などと連絡を取り、情報を入手のうえ理事長及び常務理事に報告する
- ・通信回線の復旧後できるだけ早く地域、ご家族に状況を説明する。
- ・マスコミ等への説明・公表は、人的な被害および建物に大きな損傷がある場合に行う。対外的な説明・公表は、理事長・常務理事・所長が行う。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

【囑託医】

青木医院

【協力医療機関】

青木医院、南九州さくら病院、菊野病院、ひまわり歯科、指宿医療センター（わかばのみ）

② 連携協定書の締結

【福祉避難所】

災害時の一般避難所において、障害等により他の避難者と過ごすことが困難なケースが発生した場合に、南九州市からの要請に基づき、体育館等の施設を市の福祉避難所として提供する場合がある。（協定を締結済み）

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
(今後、必要に応じて検討)		

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
(今後、必要に応じて検討)		

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
(今後、必要に応じて検討)		

(2) 連携対応

① 事前準備

【福祉避難所】

南九州市の福祉避難所として登録している（平成30年7月19日付協定調印）ことを念頭に、開設の要請がある可能性を法人内で共有しておく。

## ② 利用者情報の整理

現在のところ、外部避難は前提にしていなが、災害時に入院や通院の可能性があることを踏まえて、入所利用者・GH 利用者のフェイスシート・医療関連記録（既往症や入院・手術歴）などを整理して備えておく。

## ③ 共同訓練

現在のところ、連携先は設定していないが、福祉避難所の開設訓練や初動訓練等の要請があった場合は、柔軟に対応できるよう法人内で情報を共有する。

## 5. 地域との連携

### (1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

#### 【鹿児島 DCAT】

鹿児島県災害福祉支援チーム（鹿児島 DCAT）の講習を受講した職員が 4 名登録されている。予備登録や派遣登録の要請があった場合は、本来業務との兼ね合いや災害規模による緊急度を踏まえて派遣要請に応じるかを判断する。

### (2) 福祉避難所の運営

#### ① 福祉避難所の指定

#### 【福祉避難所】南九州市

平成30年7月19日 協定調印

(当法人以外の締結先)

社会福祉法人更生会

社会福祉法人顕真福祉会

社会福祉法人敬和会

#### ② 福祉避難所開設の事前準備

協定書では、災害発生から7日以内を開設の基準としていることを念頭に、開設の要請がある可能性を法人内で共有しておく

## 6. 通所系・固有事項

### 【平時からの対応】

1. サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくよう努め、通所利用者名簿等に記載しておく。
2. 法人外の相談支援事業所等と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理し、利用者のフェイスシート等で情報共有を図る。
3. 平常時から事業所所在地及び送迎ルート等の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）とも良好な関係を維持するよう努める。

### 【大雨や暴風等により災害が予想される場合の対応】

当日又は前日までに、影響が予想される日の利用者又は家族に対して事情を説明し、当日の天気次第により、送迎時間等が希望に添えない可能性やサービス提供が臨時休業になることを連絡する。

### 【災害発生時の対応】

利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する。

#### （送迎のために車両で走行中に大地震が発生した場合の対応）

（1）ハザードランプを点滅させるなどして、周囲の交通に配慮しながら車両を見通しの良い路肩など危険がなるべく少ない場所に停止させる。その際は、急ブレーキ・急ハンドルとならないよう特に注意する。

（2）ラジオ等で地震の情報収集を行いながら揺れが収まるのを待つ。

（3）揺れが収まったら、津波が来た場合に安全か・次の揺れがあった際に土砂災害等の危険はないかを確認し、必要に応じてさらに移動する。

（4）自身と利用者の負傷の有無を確認し、救急搬送が必要であれば、ただちに119番通報する。

（5）事業所と連絡を取り、そのまま迎え・送りを続行するか協議する。事業所は宿泊での利用を想定していないことを踏まえて、原則として利用者は自宅へ送ることを前提に判断する。

（6）家族と連絡が取れない場合は事業所に向かい。家族の迎えに備える。

## 7. 訪問系・固有事項

保育所等訪問事業（わかばのみ）

**【訪問先で災害が発生した場合】**

保育所・学校等の訪問先で災害が発生した場合は、現地の職員等の指示に従う。

その後、事業所に安否情報を伝達し、速やかに事業所に戻り他の通所事業の支援にあたる。

## 8. 相談支援事業・固有事項

### 【平時からの対応】

1. キーパーソンが被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、他の親族など複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくよう努める。
2. プラン対象者のサービス提供事業所と連携し、利用者の安否確認の方法等をあらかじめ検討しておく。
3. 避難先においてサービスを提供することも想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報にも留意する。

### 【大雨や暴風等により災害が予想される場合の対応】

当日又は前日までに、影響が予想される日の利用者又は家族に対して事情を説明し、当日の天気次第により、面談や担当者会議の延期等を連絡する。

### 【災害発生時の対応】

- (1) 自身の安全を確保する。
- (2) プラン対象者や同席している家族等の安全を確保する。
- (3) 事業所に状況連絡のうえ事業所に戻り、他部門（総務班等）の応援に備える。

<更新履歴>

更新日	更新内容	備考
令和5年4月1日	制定	新規制定

(参考)

記入フォーム例

(参考) 記入フォーム例

【様式①】 自施設の被災想定

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	・・・
(例) 電力	自家発電機 →		復旧	→	→	→	→	→	→	→
電力										
E V										
飲料水										
生活用水										
ガス										
携帯電話										
メール										
・・・										
・・・										

【様式②】 施設・設備の点検リスト

場所/対象	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
建物（壁）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
パソコン	耐震キャビネット（固定）の採用	
キャビネット	ボルトなどによる固定	
本棚	ボルトなどによる固定	
金庫	ボルトなどによる固定	
浸水による危険性の確認	毎月1日に設備担当による点検を実施。年1回は業者による総合点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
開口部の防水扉が正常に開閉できるか		
暴風による危険性の確認	特に対応せず	3月までに一斉点検実施
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		
屋根材や留め金具にひびや錆はないか		
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか		
シャッターの二面化を実施しているか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか		







【様式⑥】 建物・設備の被害点検シート

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

